

令和 2 年 11 月 12 日
(理事・評議員合同会議決定)

令和 3 年度
国の施策及び予算に関する重点提言
－ 国土交通関係 －

令和 2 年 11 月 12 日
全国市長会 経済委員会

— 目 次 —

1. 公共事業に関する重点提言…………… 1
2. 道路整備財源の確保等に関する重点提言…………… 2
3. 所有者不明土地及び空き家等に関する重点提言…… 3
4. 運輸・交通施策に関する重点提言…………… 4
5. 国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に
関する重点提言（抄）…………… 6
6. 新型コロナウイルス感染症対策に
関する重点提言（抄）…………… 8

公共事業に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策の加速及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を安定的に確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

また、両交付金制度については、都市自治体の意見を十分に踏まえ、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより活用しやすい仕組みにすること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債については、期間を延長すること。

4. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、汚水処理の早期概成等を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

また、下水道は大量のストックを有し、今後下水道管の損傷や接続不良による浸入水の流入等により施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、改築・更新等に係る十分な財政措置を講じること。

さらに、気候変動を踏まえた浸水対策等の強化に必要な財政措置を拡充すること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

3. 新たな広域道路交通ビジョン・計画の策定に当たっては、地域の特性が十分に反映されるよう配慮すること。

特に、重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。

4. 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、早期に4車線化すること。

5. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

6. 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。

所有者不明土地及び空き家等に関する重点提言

人口減少社会の到来に伴い喫緊の課題となっている所有者不明土地の発生抑制・解消、空き家対策等を推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて検討されている登記の申請義務化、土地所有権の放棄、土地所有者情報の円滑な把握等の具体的な仕組みの検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(2) 空き家の発生抑制に資する固定資産税等の住宅用地特例のあり方や相続登記の義務化等を検討すること。

(3) 空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置の拡充など、積極的な支援措置を講じること。

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、緊急安全措置（即時執行）の規定、同法の適用対象の拡大、都市自治体への財産管理人選任申立権の付与など、地域の特性に応じた課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

3. マンションの管理適正化の推進

(1) マンションの老朽化等に対応するため、まずは所有者等の責任における自主管理を徹底させるとともに、分譲事業者や管理業者等が業界全体として管理適正化を促す仕組みを構築すること。

また、都市自治体が行うマンションの管理適正化の取組に係る支援措置を拡充すること。

(2) 国が策定する基本方針等の検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

運輸・交通施策に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。
- (3) 免許返納後の高齢者などの交通弱者に対し、都市自治体等が実施する公共交通施策が推進されるよう財政支援をはじめ十分な支援措置を講じること。
- (4) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。

2. JR北海道等については、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となることから、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に基づく支援の継続をはじめJR北海道等の経営再建を積極的に支援すること。

3. 新幹線の早期全線開業等

- (1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないよう建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。
- (2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消等に資する支援を行うこと。
また、沿線自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。
- (4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向け

た調査を実施すること。

4. 港湾・海岸整備事業の促進

- (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
- (2) 津波、高潮、高波、海岸浸食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (3) クルーズ船の再興に向けて、旅客船専用岸壁やターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進すること。

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言 (抄)

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

3. 台風・豪雨等の気象災害対策の推進について

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく河川合流部等の堤防強化策や堤防かさ上げ等に係る取組を加速化・深化させるとともに、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、都市自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

(2) 計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

また、排水機場や排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。

(3) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進に係る十分な支援措置を講じること。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

(5) 土砂災害法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了するとともに、都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備及び補強に係る支援を充実すること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅・建築物の改修・移転等に係る支援制度を充実すること。

(6) 近年の豪雨災害を踏まえ、住民の自主的な避難行動につながるよう、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予測システムなど、新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

4. 雪害対策の推進について

- (1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に要する経費に係る財政措置を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金においても適切な財政措置を講じること。

また、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

- (2) 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言 (抄)

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

8. 地域経済対策等について

(3) 消費喚起対策の実施

- 1) 観光産業の回復に向け、都市自治体及び事業者等が行う観光振興に係る十分な財政措置を講じること。
- 2) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的かつ効果的な支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。
- 3) 利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

特に、地域公共交通確保維持改善事業については対象要件を緩和すること。

また、都市自治体が独自に実施した交通事業者への支援策について、財政措置を講じること。

さらに、車内等の感染拡大防止に向けた取組に係る財政措置を拡充すること。

- (6) 低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

また、平成 21 年度に経済危機対策として実施された地域活性化・公共投資臨時交付金と同様の支援を講じること。

- (7) 公共事業の工期の延長等が生じた場合、国は、必要な財政措置を講じること。

また、国庫補助事業等において、工事用資材の納入遅延等による繰越の可能性のあることから、繰越手続きについては、柔軟かつ弾力的な対応を

行うこと。

- (8) 公共施設等の集約化・複合化などの実施に当たっては、市民との合意形成に時間を要すること等が懸念されるため、公共施設等適正管理推進事業債の期間を延長するとともに、財政措置を拡充すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減世帯を対象に行う下水道使用料の減免に係る財政措置を拡充すること。
- (10) 建築物の利用における感染リスクを減らすため、接触の低減及び気密性・通気性のバランス等に配慮した建築・設備様式の普及を推進すること。
また、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。
- (11) 全国的な経済活動の停滞下での地域経済活性化には、広域的な取組が不可欠なことから、高速道路割引制度を拡充すること。
- (12) 港湾物流機能が損なわれることのないよう水際対策を強化するとともに、感染症発生時の対応マニュアルの作成など、クルーズ旅客と受入側の安全・安心を確保すること。

